

別表第3 令第12条第1項第4号に定める移動式クレーンの製造時等検査の方法

検査項目	検査の方法	判定基準
1 書類審査	(1) 製造検査にあつては、申請に係る移動式クレーンが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた移動式クレーン又は当該許可を受けた移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーンであることを申請書、明細書、組立図、強度計算書等（以下この表及び別表第4において「申請書等」という。）により確認する。	申請に係る移動式クレーンが、所轄都道府県労働局長の製造許可を受けた移動式クレーン又は当該許可を受けた移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーンであること。
	(2) 構造部分、機械部分等が移動式クレーンの明細書の記載内容に合致し、移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号。以下この表において「構造規格」という。）に適合しているかを確認する。	構造規格第2条から第43条までの規定に適合していること。
2 材料検査	移動式クレーンの材料について、構造規格への適合状況を、ミルシート等により確認する。	構造規格第1条の規定に適合していること。
3 外観検査	(1) 構造部分について、次の事項を確認する。 ① 著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	構造規格第12条の規定に適合していること。
	② 溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第38条及び第39条の規定に適合していること。
	(2) 下部走行体のブレーキ及びつり上げ装置等のブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等の摩耗等ブレーキの状態を確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。

<p>(3) ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩擦等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。</p>	<p>構造規格第 20 条から第 23 条までの規定に適合していること。</p>
<p>(4) 安全装置等について、適切なものが取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。</p>	<p>構造規格第 24 条から第 34 条までの規定に適合していること。 過負荷防止装置を要する移動式クレーンの過負荷防止装置が型式検定合格品であること。</p>
<p>(5) 操作部分等について、操作部分の表示、運転室の視野等を目視等により確認する。</p>	<p>構造規格第 35 条及び第 36 条の規定に適合していること。</p>
<p>(6) 伸縮装置について、ジブの伸縮の状態を、距離測定装置等により確認する。</p>	<p>構造規格第 37 条の規定に適合していること。</p>
<p>(7) ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。</p>	<p>構造規格第 40 条の規定に適合していること。</p>
<p>(8) ワイヤロープ及びつりチェーンについて、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。</p>	<p>構造規格第 41 条及び第 42 条の規定に適合していること。</p>
<p>(9) フック、リフティングマグネット等のつり具の状態を、目視、距離測定装置、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。</p>	<p>フック、リフティングマグネット等のつり具に損傷等がないこと。 このうちリフティングマグネットの部材に断線及び損傷がないこと並びに取付状態が適切なこと。</p>
<p>(10) 定格荷重の表示状況を確認する。</p>	<p>構造規格第 43 条第 1 項の規定に適合していること。</p>
<p>(11) 銘板の記載内容を確認する。</p>	<p>構造規格第 43 条第 2 項の規定に適合していること。</p>
<p>(12) 拡幅式のクローラを有するクローラクレーンで、クローラを最大限に張り出さない状態で定格荷重を有しないものに係る警告の表示及び内容を確認する。</p>	<p>構造規格第 43 条第 3 項の規定に適合していること。</p>

<p>4 動作試験</p>	<p>(1) 無負荷で巻上げ、巻下げ、起伏、旋回及び伸縮の運動を定格速度により可動範囲全域について行い、次の事項を確認する。この運動は2回以上行う。</p> <p>① 異常な振動、衝撃、音響等の有無</p> <p>② ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルク及び操作に要する力量は申請者が測定したデータを参考にすることができる。）</p> <p>③ リフティングマグネット及びグラブバケット等の作動状態</p> <p>(2) 巻過防止装置又は巻過ぎを防止するための警報装置について次の事項を確認する。この確認は、2回以上作動させて行う。</p> <p>① 巻過防止装置にあつては、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面が接触するおそれのある物（ジブを除く。）の下面との間隔の調整状態</p> <p>② 作動状態</p> <p>(3) 警報装置、傾斜角指示装置、前照灯等、起伏装置、伸縮装置の巻過防止装置及びジブ倒れ止め装置の作動の状態を確認する。この確認は、2回以上作動させて行う。</p>	<p>構造規格第12条、第17条から第19条まで、第23条から第25条第1項まで、第26条、第30条から第33条まで、第35条及び第37条の規定に適合していること。</p> <p>クレーン則第65条の規定に適合していること。</p>
---------------	---	--

5 荷重試験	<p>水平堅土上（浮きクレーンにあっては平水面上）で、定格荷重の1.25倍（200トンを超える場合は定格荷重に50トンを加えた荷重）に相当する荷重の荷をつつて、巻上げ、巻下げ及び旋回の運動を低速度により行い、次の事項を確認する。アウトリガーを有するものにあつてはアウトリガーを用いた状態及び用いない状態でそれぞれ運動を行う（アウトリガーを用いずに使用することがないものにあつてはアウトリガーを用いない状態における荷重試験は行わなくとも差し支えない。）。これらの運動は2回以上（複数の定格荷重を有する移動式クレーンにあっては2以上の定格荷重ごとに2回以上）行う。なお、組立式ジブを有する移動式クレーンにあっては、通常使用するジブ長さにおいて確認することとして差し支えない。</p> <p>① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② ブレーキの作動状態 ③ 過負荷防止装置の作動状態 ④ 構造部分の亀裂、変形及び損傷</p>	<p>構造規格第12条、第17条、第19条、第23条及び第27条の規定に適合していること。</p>
6 安定度試験	<p>水平堅土上（浮きクレーンにあっては平水面上）で、定格荷重の1.27倍（浮きクレーンにあっては定格荷重）に相当する荷重の荷をつつて、当該移動式クレーンの安定に関し最も不利となる位置で低速度により地切りを行う。アウトリガーを有するものにあつてはアウトリガーを用いた状態及び用いない状態でそれぞれ地切りを行う（アウトリガーを用いずに使用することがないものにあつてはアウトリガーを用いない状態における安定度試験は行わなくとも差し支えない。）。</p>	<p>構造規格第13条から第16条までの規定に適合していること。</p> <p>転倒支点の反対側のアウトリガーボックス端が50ミリメートル以上、クローラクレーンにあっては、クローラとガイドローラの隙間が50ミリメートル以上（前後方の安定度にあつては接地している部分の長さが1/3以上）浮き上がらないこと。</p> <p>浮きクレーンにあっては転倒側の乾舷が300ミリメートル以上あること。</p>
備考	<p>構造規格第45条に規定する適用の除外の認定を受けた移動式クレーンについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。</p>	